ぺれにある

1998年5月 No. **2 4 北海道立天北農業試験場**

〒098-5736 枝幸郡浜頓別町緑ケ丘 TEL 01634-2-2111 FAX 01634-2-4686

天北地域におけるペレニアルライグラスの兼用利用

北海道には地域に適応した草種と放牧技術があります。近年、天北地域での放牧に適した草種として高栄養牧草のペレニアルライグラス(PR)が普及しています。

本来放牧専用草種である P R についてスプリングフラッシュ時の有効活用を図る目的で 採草利用することが一部に行われています。

しかし、PR主体草地の兼用利用法は十分確立されておらず、また、本州ではPRの兼用利用は草種構成および永続性に悪影響を及ぼす懸念が指摘されています。

そこでPR主体草地の兼用利用における刈取時期、回数が収量、栄養価およびPR割合に及ぼす影響について検討してみました。

兼用草地の1番草刈り取りは穂孕期から出穂期までに

1番草の生育期により利用形態を変え穂孕区、出穂始区は1番、2番草とも採草利用し、その後放牧利用しました。出穂期区、出穂揃区は1番草のみ採草利用し、その後放牧利用しました。

その結果、兼用区では刈取時期を遅らすほど1番草の収量(図1)は増加しましたが出穂揃区は出穂期区に比べ、乾物収量の増加は少なく、TDN収量(表1)も低く推定されたことから、1番草は穂孕期から出穂期までに採草利用すべきです。

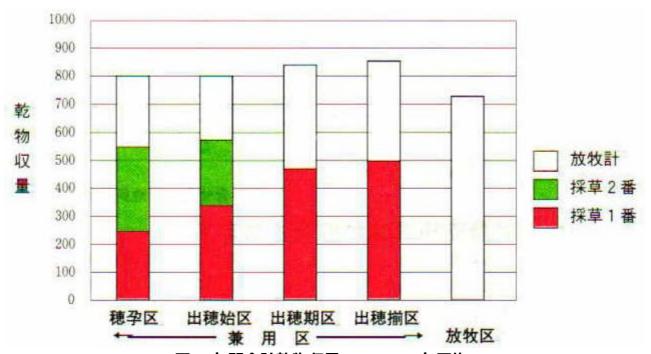


図1 年間合計乾物収量(kg/10a:3ケ年平均)

兼用区では放牧区に比べ P R の茎数(表 3)がやや少ない傾向にありましたが P R 割合は兼用利用を続けても経年的に低下することは認められませんでした。また P R 割合は採草利用時にやや低くなりましたがその後の放牧利用により回復しました。さらに裸地割合(表 2)は放牧区と兼用区で 1 年目から 3 年目までほぼ同様に推移し、兼用利用することにより裸地が増加するということは認められませんでした。

表1 1番草のTDN収量の推定(2,3年目平均)

	乾物収量	TDN含量	TDN収量
処理	(kg/10a)	(乾物中%)	(kg/10a)
穂孕区	247	79.8	197
出穂始区	320	77.4	248
出穂期区	472	69.8	329
出穂揃区	504	60.9	307

表2 越冬前の裸地割合(%)の推移

⁻ 処理	1年目	2 年目	3年目
穂孕区	16	19	22
出穂始区	17	19	20
出穂期区	15	17	18
出穂揃区	19	15	19
放牧専用	12	17	17

以上のことから、PR主体草地の兼用利用では1番草を穂孕期から出穂期までに採草利用することにより、兼用利用を続けても良好なPR主体草地を維持できると考えられました。本試験で得られた成果とこれまでの成果からPR兼用利用上の特徴を表3に示しました。穂孕期と出穂始期には採草の1回利用と2回利用が考えられますが、2回利用は雑草割合がやや高くなる傾向にありますしかし、その後の放牧利用によりPRの茎数が増え草勢が維持され、実用上は問題ないと考えられました。

表3 ペレニアルライグラス兼用利用上の特徴

1 番草 採草		採填	採草利用		が利用	草地♂	草地の状態	
刈取時期		回数	収量	栄養価	収量	採食性	雑草割合	PR茎数
 穂孕期	Γ	1	Δ	0	0	0	0	0
	1	2	⊚	0	\triangle	⊚	$\circ \sim \triangle$	\triangle
出穂始	r	1	\triangle	⊚	0	⊚	0	0
	1	2	⊚	\circ	\triangle	⊚	$\circ \sim \triangle$	$\triangle \sim \bigcirc$
出穂期		1	0	\circ	$\bigcirc \sim \triangle$	⊚	0	0
出穂揃		1	0	$\triangle \sim \times$	$\bigcirc \sim \triangle$	⊚	0	0
放牧専用					⊚	⊚	⊚	⊚

注) ◎:優れる ○:やや優れる △:やや劣る ×:劣る

(専技室より) 就農支援資金が拡充されました

- ① 青年だけでなく中高齢者も対象 貸付け対象者に他産業転職中高年齢者(40歳以上65歳未満)が追加。
- ② 新しいタイプの研修が新設 Uターン就農者等で長期に研修に出れない者は、農業改良普及センター 等の指導を受けながら実施する研修も対象となります。貸付限度額は 200万円。
- ③ 就農準備資金の貸付限度額の引き上げ 従来の貸付対象(就農地の調査、資格の取得等)に住宅の敷金・礼金 が追加された等により、貸付限度額が150万円から200万円に引き

上げられます。

④ 研修を兼ねた農業関連産業従事の場合の一時償還の猶予 就農研修資金による研修後、研修を兼ねて農業関連産業に従事する場 合、一時償還が猶予(3年以内)されます。